

千葉市と株式会社ウェザーニューズとの 気候変動への対策の推進に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と株式会社ウェザーニューズ（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携し、それぞれの有する資源や技術を有効に活用することにより、気候変動への対策を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）熱中症対策の推進に関すること
- （2）環境学習・教育の推進に関すること
- （3）気候変動の影響評価に関すること
- （4）市内の環境資源の有効活用に関すること
- （5）その他気候変動への対策に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な連携事項については、甲及び乙が合意の上、決定する。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動により知り得た情報については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定の変更及び解除）

第4条 甲又は乙が、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、必要に応じて変更又は解除を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から書面による申出がないときは、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年7月20日

甲 千葉県千葉市中央区千葉港1-1
千葉市
千葉市長 神谷 俊一

乙 千葉県千葉市美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデン
株式会社ウェザーニューズ
代表取締役社長 草開 千仁